

広島大学学術情報リポジトリ  
Hiroshima University Institutional Repository

Title	21世紀はNP0の時代 : 志縁社会と参画社会への扉
Author(s)	日下部, 眞一
Citation	広島人 , 59 : 49 - 54
Issue Date	1998-10-01
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00039185">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00039185</a>
Right	
Relation	



# 21世紀はNPOの時代

—志縁社会と参画社会への扉—

日下部 眞一



## 1. はじめに

時代の流れのただ中にと、その時々にかかる変化に気づくのがなかなか難しいものです。東西2極対立構造の象徴であったベルリンの壁が崩壊した89年からの10年間の世界の変動に対し、日本社会はなかなかついていけないようにも思えますが、今年3月NPO法（特定非営利活動促進法）も国会で可決され、NPOとかNGO、市民活動などの言葉もよくきかれるようになり、日本社会もようやく変わり始めたようです。非営利組織（NPO）による市民活動は、どんな分野であれ、これからの21世紀の私たちの社会をつくっていく上でとても大切なことです。ここでは、わたしたち「ひろしまNPOセンター」の活動も紹介しながら、NPO活動について解説します。

## 2. NPOの時代

### (1) NPOとは何か？

NPOというのはノン・プロフィット・オーガニゼーション（非営利組織）のNとPとOを省略した言葉です。非営利とはいいますが、市民活動を行って得た利益を配分しないという意味でのノン・プロフィットということに注意してください。

NPOという非営利組織の性格とし

ては、五つあります。まず、きちんとした組織である。例えば、理事会を持っている。会計が公明、誰の目にも組織がどういう金を使って動いているかが分かるということ。2番目は、組織が政府から独立している、つまり非政府（NGO、ノン・ガバンメンタル・オーガニゼーション）ということです。NGOという言葉は、日本では特に海外援助組織、国際交流・協力団体というような意味で使われていますが、最近では、国内活動でも環境NGOといったように使われています。3番目に、独立の意志決定、つまり例えば政府から独立して、その組織として意志決定をして行動するということ。4番目に非営利性、つまり営利配分しない。事業収益してもいいのだけど、その収益を関係者の間で配分しないということ。いろんな市民活動団体できちんとした組織を継続的に維持しようとするれば、専門職員を雇う必要がでてきます。また、事務所の経費も必要ですね。その人たちの給料や諸経費は、組織を維持する上で必要なことです。5番目は、組織がボランティアな要素、つまり、自発的な意志を持つということです。NPOの性格としては、以上の5つを共通的な性格として考えたらいいでしょう。

市民活動団体（任意団体または人格なき社団）や公益法人の一部がNPOに相当します。日本では、行政部門や企業部門に対する社会部門としてのNPOの位置づけがまだ十分に理解されず確立されていないため、行政からの独立性が弱かったり、法人運営に当たっての公明性に欠けていたり、また、組織を運営するに当たっての「経営・管理」という発想が乏しく、資金繰りやスタッフの無償・有償の区別がはっきりしないなど多くの課題をかかえています。

活動分野としては、今回のNPO法では以下の12の分野を掲げています。

#### 【特定非営利活動促進法】

別表（第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の増進を図る活動
- 三 まちづくりの増進を図る活動
- 四 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 五 環境の保全を図る活動
- 六 災害救援活動
- 七 地域安全活動
- 八 人権の擁護又は平和の増進を図る活動
- 九 国際協力の活動

十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

十一 子どもの健全育成を図る活動

十二 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (2) ボランティアからNPOへ

ボランティアは「個人」や「個人の活動」を指しているのに対し、NPOは、そのような人たちが集まって活動している「団体や組織」を指しています。非営利組織（NPO）の下で活動している個人がボランティアということです。市民活動団体は非営利組織ですから、本質的に儲かりません。しかし、儲からないけど、社会参加しているんな社会的問題を自分たちの手で解決していきたい、そういう強い使命を持っているわけです。これが、非営利組織の特徴です。そして、ボランティア活動に、はっきりした目的意識、使命を持ち、継続的かつ専門的に事業を行っていくには、しっかりした組織を持つ必要がでてきます。これが非営利組織です。

1960年代後半から1970年代前半に公害問題がおこり、そこで住民運動・市民運動という言葉がよく出てきました。これとどこが違うのかと言いますと、

反政府という意識から対政府という意識への転換、政府のやっていることに反対するという態度から、政府に対して政策提言して、問題を解決していこうという態度に変わってきたところにあります。

### 3. NPOをめぐる動き

#### (1) NPO法成立の背景

私たちが社会の中で団体や組織を作って活動を行っていくときに、そのような組織が法律上の人格を持つことができるかどうかは民法で定められています。しかし、現行民法は100年ほど前に制定されたということもあって制約が多く、ボランティア活動や社会に開かれた自由な市民活動を行う団体は、事実上、法律上の人格を認められていませんでした。そのため、団体の名前は法律上は任意団体（人格なき社団または権利能力なき社団）ですから、例えば事務所を借りたり電話を引いたりするときには個人の名義でしか行えません。このような不利益が解消されて、ボランティア活動や市民活動を行う団体が法律上の人格を認められて社会的に認知されるというのがNPO法の主旨です。

現在、ボランティア活動や市民活動などを行っている任意団体は約8万5

千と推定されており、NPO法の成立により法人化の手続きを行うのはこの1割くらいではないかと思われます。広島県内では30団体くらいでしょうか。したがって、多くの人にとってはあまり関わりのない法律のように思われるかも知れませんが、実は21世紀の日本社会を創っていく上で大きな意味を持っています。

#### (2) NPO法の特徴

この法律の特徴は、法人化への規制緩和と透明性、民法の特別法であること、議員立法であること、設立の認証を都道府県知事への団体委任事務としているので法律の範囲内で自由にできること、活動内容の所轄長への報告とその情報公開、の5つにあります。

いままでの日本の行政は、万が一の場合でも起こり得るあらゆる可能性を考えた上での法律を立法・施行して政治を行っていくやり方を主としていました。しかし、今度のNPO法は、どんな出来事がおこってくるかやってみないとわからないというような可能性を秘めています。そういう意味で、今までの裁量による主導・監督型行政から事後取り締まり型行政への大きな転換を示しているとも言えるわけです。

### (3) NPO法の今後

NPO法は、12月1日に施行されることが決まりましたので、地方行政による条例や支援条例づくりの準備が始まっています。

条例づくりについては、法人化にあたっての申請書の様式等についての単なる手続き条例ですから大きな問題はありません。しかし、さらに支援条例をつくるかについては各地域行政によって異なる対応を示しているようです。

これからNPO法によって法人化しようとするれば、法人に対する均等割りの県民税2万円と、同じく市町村民税5万円の計7万円が課税されることとなります。市民活動団体の多くは年間予算100万円前後で活動を行っており、これらの団体にとって7万円というのは予算の1割ほどを占めるわけで大きな負担となります。これを条例によって免税とすることは可能であり、地方行政は大いに検討すべき課題でしょう。日本青年会議所は各都道府県知事にあて、これらの免税措置についての要望書を提出しております。

## 4. 「ひろしまNPOセンター」の活動

### (1) サポートセンターの意義

地域のさまざまな活動を行っているボランティア団体や市民活動団体は、

規模も小さく、財政的にも脆弱です。このような団体を育て、たがいに学び合い、また、企業・行政とも連携し合う目的で日本各地にNPO活動支援センターが設立され始めています。一昨年の東京、大阪に続き、昨年広島、仙台、名古屋に設立されています。NPO活動を行っている諸団体の潤滑役、触媒役、そしてこのようなNPO部門(第3セクター)と他の行政部門や企業部門との連携・対話・提言を主な使命として活動するのがサポートセンターの務めです。

### (2) センターができるまで

「ひろしまNPOセンター」は、大阪、東京に次いで昨年9月13日設立されました。関東や関西でNPO研究会がもたれ始めた93年に有志の方々が公益活動としての街づくりに問題意識を抱かれ初めて、「市民公益活動研究会(会長 安藤周治)」を創られ、公開学習会を継続的に始められました。以後、「NPO推進センターひろしま」「NPO推進センターひろしま準備会」と名を変えながら、公開講演会等の学習会の開催だけでなく、広島県内で活動する市民活動団体の活動調査等を行うなどして、今日のセンターの基礎づくりが行われてきました。

### (3) センターの役割

センターは、個々の民間非営利団体が十分な力を付け、また民間非営利団体が全体として社会の一翼を担うことが出来るように市民社会の力を強化していくことを使命としています。具体的にはさまざまな市民活動を行っている民間非営利団体を相手にしたコーディネーター役【つなぐ、しらべる、しらせる、ささえる、そだてる】で、市民活動に関わる情報の収集・提供、セミナーや学習会の開催、各種相談と支援活動、調査研究と政策提言、各種団体のネットワークキング等が日常的な業務です。

いろんな新しい企画を打ち出していった、皆様の期待に応えるよう、NPOセンターとしての力量を培っていく努力をいたしておりますのでよろしくご支援下さい。もちろん、行政や企業と良きパートナーシップを培って、様々な政策提言を行っていくことも大切な任務と考えています。

## 5. 教育機関の果たす役割

どういう事業をおこして活動していくにも必要なのは「ヒト・モノ・カネ・情報・アイデア」であることは、NPO活動においても変わりありません。しかし、NPO活動そのものは、わず

かな専従職員をのぞいては、ほとんど個々人のボランティア活動に依っています。したがって、限りある資源をいかに最大限活用して活動を継続していくか、つまりNPOの効率的な経営・管理がつねに問われます。そういう意味でも、社会の一部門としての第三セクターであるNPO部門で活動する人材の育成・養成が望まれるわけです。

NPO活動で最も大切なのは、実は「起業家精神」です。社会の新たな課題とニーズを発見すること、問題解決に当たって新たな手法・方法を発見していくこと、事業を遂行していくにあたって集団を組織化していく上での新たな方法の発見、市場開拓を押し進めるための新たな手法の開発などなど、これらはすべて起業家精神に必須な課題です。こういう意味で、企業界とNPO界における起業家精神は利益配分へのモチベーションをのぞけば互いに共通しています。したがって、公教育機関で「起業家精神」を養うような教育がなされることは、緊急の課題でしょう。特に、大学教育においてボランティア教育だけでなくNPOについての教育・研究が始まることを切望いたします。

## 6. おわりに

今までの日本社会は上意下達のお上（行政）が民（庶民）を主導する社会であったといえます。このような中で、私達庶民は行政に文句・不平をいうだけの存在でしかありませんでした。いわゆる行政依存の体質がしみついてしまっていて、私たち「市民自らが自発的に社会参加してよりよい社会を築いていこうとする思いや意思や行動」はなかなか育てられてきませんでした。この一因は、法律上このような活動に

対して社会的認知がなされていなかったため、今回、それが認められたことは日本社会を活性化していく上で大きな意味を持っています。

ボランティア活動や市民活動などのNPO活動を通して社会参画し、今迄の地縁社会から志民による志縁社会の形成によって社会の一翼を担っていく意識を育てていくことが21世紀日本を創っていく上で最優先の課題でしょう。（くさかべ しんいち／ひろしまNPOセンター会長）